

「中小企業等経営革新強化支援事業」 専門家派遣実施要綱

（目的）

第1条 公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下、公社という。）で実施する「中小企業等経営革新強化支援事業」（以下、当事業という。）において支援対象となる事業者（以下、支援対象事業者という。なお、支援対象事業者は、沖縄県にて、経営革新計画が承認された事業者のことをいう。）が抱える種々の経営課題に対し、専門家が適切な診断・助言を行うことにより、課題の解決に資し、円滑な事業推進を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 支援対象事業者に対し、専門家等の派遣を行う。

（専門家の選定及び派遣）

第3条 経営革新計画と関連した課題を解決するため、診断・助言を希望する支援対象事業者は、公社に専門家派遣申請書（様式1）を提出しなければならない。

2 公社は、支援対象事業者から提出された専門家派遣申請書等の内容を検討し、専門家派遣の可否及び派遣する専門家を決定する。

3 専門家派遣が決定された支援対象事業者は、公社からの承認書を受領後、専門家派遣実施計画書（様式2）を作成し、公社に提出するものとする。

4 専門家は、専門家派遣実施計画書のもと、効果的な診断・助言を行うものとする。その場合、支援対象事業者が実施する業務等の代理・代行業務をしてはならない。

（専門家派遣同意及び守秘義務）

第4条 専門家は、派遣を引き受ける際に、専門家派遣就任承諾書（様式3）を公社に提出するものとする。

2 派遣を引き受けることにより知り得た事業者及び計画等の秘密事項を第三者に開示もしくは漏洩しないものとし、これを自己の利益のために利用しないものとする。

（専門家謝金）

第5条 専門家の謝金は、県内及び県外専門家は、1回当たり 37,500 円（税別）とする。但し、専門家の指導時間は1回当たり、3時間以上とする。また、利用できる専門家派遣回数は、年度あたり1事業者3回を上限とする。

2 専門家謝金は公社が全額負担するものとする。

（専門家旅費）

第6条 専門家の旅費は、公社職員旅費規程に基づき支給する。但し、沖縄本島内及び離島内にて発生する旅費に関しては支給しないものとする。

2 専門家旅費は公社が全額負担するものとする。

（報告書の提出）

第7条 専門家は、業務報告書（様式4）を提出するものとする。

2 支援対象事業者は、実施報告書（様式5）を提出するものとする。

附 則

1 この要綱に定めるほか、事業の運営に必要な事項は公社の理事長が定めるものとする。

- 2 この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 5 年 8 月 31 日から施行する。

(別表) 様式一覧

様式 1	専門家派遣申請書
様式 2	専門家派遣実施計画書
様式 3	専門家派遣就任承諾書
様式 4	業務報告書（専門家用）
様式 5	実施報告書（支援対象事業者用）